

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第7部門第1区分

【発行日】平成21年9月17日(2009.9.17)

【公開番号】特開2009-176756(P2009-176756A)

【公開日】平成21年8月6日(2009.8.6)

【年通号数】公開・登録公報2009-031

【出願番号】特願2009-116273(P2009-116273)

【国際特許分類】

H 05 B 33/04 (2006.01)

H 05 B 33/10 (2006.01)

H 01 L 51/50 (2006.01)

【F I】

H 05 B 33/04

H 05 B 33/10

H 05 B 33/14 A

【手続補正書】

【提出日】平成21年7月17日(2009.7.17)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】発明の名称

【補正方法】変更

【補正の内容】

【発明の名称】有機エレクトロルミネッセンス装置及び電子機器

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0086

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0086】

1...有機EL装置 2...有機EL装置 10...陽極(一対の電極) 11...陰極(一対の電極)
 12...発光層(有機発光層) 13...画素隔壁 14...無機絶縁層(絶縁層)
 17...電極保護層(第1の無機膜) 18...有機緩衝層(有機膜) 19...ガスバリア層
(第2の無機膜) 20A...素子基板 21...発光素子 31...封止基板 33...周辺シール層
 34...充填層(接着剤層) 35...周辺端部 123...駆動用TFT(TFT)

【手続補正3】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

素子基板と、前記素子基板に対向配置された封止基板とが、前記素子基板と前記封止基板との間に配置された周辺シール層によって固定されてなる有機エレクトロルミネッセンス装置であって、

前記素子基板は、

基板と、

前記基板の前記封止基板側に形成されたTFTと、

前記TFTを覆うように前記基板上に形成された絶縁層と、

前記絶縁層上に形成され、一対の電極の間に有機発光層を挟持した発光素子と、を有し、

前記素子基板の前記封止基板側には、前記発光素子を被覆する第1の無機膜と、前記第1の無機膜を被覆する有機膜と、

前記有機膜を被覆する第2の無機膜と、が形成され、

前記絶縁層は、前記周辺シール層の外側にまで延出形成され、

前記有機膜の端部が前記周辺シール層の配置領域内に位置していることを特徴とする有機エレクトロルミネッセンス装置。

【請求項2】

前記周辺シール層は、紫外線硬化樹脂からなることを特徴とする請求項1記載の有機エレクトロルミネッセンス装置。

【請求項3】

前記素子基板と前記封止基板の間における前記周辺シール層に囲まれた内部に、熱硬化性樹脂からなる接着剤層が形成されていることを特徴とする請求項1又は2記載の有機エレクトロルミネッセンス装置。

【請求項4】

前記周辺シール層には、前記素子基板と前記封止基板との距離を規制する所定粒径の球状粒子が混合され、前記粒子は有機材料からなることを特徴とする請求項1から請求項3のいずれか1項に記載の有機エレクトロルミネッセンス装置。

【請求項5】

前記接着剤層には、前記素子基板と前記封止基板との距離を規制する所定粒径の球状粒子が混合され、前記粒子は有機材料からなることを特徴とする請求項3記載の有機エレクトロルミネッセンス装置。

【請求項6】

前記第2の無機膜は、珪素化合物からなることを特徴とする請求項1から請求項5のいずれか1項に記載の有機エレクトロルミネッセンス装置。

【請求項7】

前記有機膜の周辺端部における接触角度は、20°以下に形成されていることを特徴とする請求項1から請求項6のいずれか1項に記載の有機エレクトロルミネッセンス装置。

【請求項8】

前記絶縁層は、無機絶縁物質からなることを特徴とする請求項1から請求項7のいずれか1項に記載の有機エレクトロルミネッセンス装置。

【請求項9】

前記絶縁層は、前記周辺シール層の配置領域の少なくとも一部において、前記第1の無機膜と接触していることを特徴とする有機エレクトロルミネッセンス装置。

【請求項10】

請求項1から請求項9のいずれか1項に記載の有機エレクトロルミネッセンス装置を備えたことを特徴とする電子機器。